

確定申告

平成23年分所得税確定申告と、24年度住民税申告の時期になりました。
会場をご確認のうえ、忘れずに申告してください。

昨年度から変わった点
は次のとおりです

扶養控除の見直し

①年少扶養親族に対する扶養控除の見直しなど

1年少扶養親族（扶養親族のうち16歳未満・平成8年1月2日以降に生まれた人の）の税額控除が廃止されました。

※住民税の判定などに必要なため、申告書の「住民税に関する事項」欄に対象者を記入してください。

2今まで特定扶養親族とされていた人のうち16歳以上19歳未満（平成5年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた人）は控除対象扶養控除となり、控除額は38万円になります。

3特定扶養親族の対象範囲が年齢19歳以上23歳未満（昭和64年1月2日から平成5年1月1日までに生まれた人）になりました。控除額は63万円です。

②同居特別障害者の控除方法の変更

1の改正に併せて、同居特別障害者は、障害者控除で控除されるようになりました。

平成23年中の公的年金などの収入金額が400万円以下かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告書の提出は必要なくなりました。※この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出す

ることができます。
※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書の提出を必要としない場合でも、住民税申告が必要です。

そのほかの事項

所得税の申告が必要となる人は▼個人事業者や農業・不動産所得のある人、土地・建物を売った人などで所得税が発生する人が▼サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人一です。

相談は、山村開発センターと総合支所で各1回実施します。
下欄右をご確認ください。
農業収支内訳書を事前に提出した人も、税務署から送られてきた収支内訳書に記入してからご来場ください。

●扶養親族控除

区分	年齢要件	控除額
年少扶養親族	16歳未満	0円
一般控除対象扶養親族	16~18歳	380,000円
特定扶養親族	19~22歳	630,000円
一般控除対象扶養親族	23~69歳	380,000円
老人扶養親族(同居以外)	70歳以上	480,000円
老人扶養親族(同居者親など)		580,000円

●障害者控除

区分	控除額	
	本人	控除対象配偶者または扶養親族
障害者	270,000円	
特別障害者	400,000円	
同居特別障害者	—	750,000円

作成した申告書は、島田税務署に郵送してください。身近にインターネットができる人がいれば、国税庁ホームページの「申告書作成コーナー」から作成するのが簡単便利です。医療費控除や住宅ローン控除を受ける人など、還付金を早く受け取ることができます。

平成23年分所得税確定申告と、24年度住民税申告の時期になりました。
会場をご確認のうえ、忘れずに申告してください。

税務課☎(56)2223

地区巡回相談日程 2月16日木→3月15日木

実施日	会場	対象地区
2月16日木	山村開発センター	田野口
2月17日金		久野脇
2月20日月		八中・瀬平・下長尾
2月21日火		久保尾
2月22日水		上長尾・高郷1~5班
2月23日木		高郷6~12班・梅高
2月24日金		大間・接岨・奥泉・大谷・八木
2月27日月	徳山コミュニティ防災センター	徳山1~20班
2月28日火		徳山21~33班・元藤川1~4班

※期間中の相談時間は、全会場とも午前9時から12時、午後1時から3時受付分まで。

実施日	会場	対象地区
3月1日木	徳山コミュニティ防災センター	元藤川5~21班
3月2日金	山村開発センター	水川
3月5日月		下泉・壱町河内
3月6日火		地名
3月7日水		青部・崎平
3月8日木		小長井・小幡・洗富・坂京・平栗
3月9日金		千頭東・千頭西・寺馬
3月12日月		上岸・前山・田代・柳三
3月13日火		桑野山・沢間・土本・細尾・小山
3月14日水		山村開発センター 総合支所2階
3月15日木	山村開発センター	全地区対象

生活に溶け込む「税の大切さ」

本年度の「中学生の税に関する作文」には全国から56万1,537通の作品が寄せられ大村知里さんの作文が名古屋国税局長賞を受賞しました

全国納税貯蓄組合連合会が主催する中学生対象の「税についての作文」。本年度、大村知里さんの作文が名古屋国税局長賞を受賞。その表彰状伝達式が11月30日、本川根中学校校長室で開かれました。

式に先立ち、島田税務署管内納税貯蓄組合連合会池谷俊昭会長が「大村さんの作品は島田税務署管内の審査をトップで、静岡県内の審査を3位で通過しました。全国56万を越える作品の中から選ばれた今回の受賞。本当にすごい快挙です」と述べました。

その後、表彰状と記念品が島田税務署黒川哲丹署長から大村さんに手渡され、その場にいた全員が拍手で祝いました。

今回受賞した作文のタイトルは「町民のやさしさに支えられる福祉タクシー」。町が運営している外出支援車両について、自分で調べたり、人から教わったりしたことに基づいて書かれています。

税金は生活のあらゆる面に役立てられていることを知り「自分も大人になつたら『税金はどうやつたら有効に活用できるか』を考えるために、今から税の仕組みを学んでいきたい」と作文はまとめられています。

表彰状を受け取った知里さんは「こんなに立派な賞をもらえるとは思っていなかつたから驚いているけれど、すごくうれしいです」と照れ笑いを見せました。

このまち
ち
さ
と
だ
い
じ
い
く

大村知里さん(本川根中2年)

1年少扶養親族に対する扶養控除の見直しなど

1年少扶養親族（扶養親族のうち16歳未満・平成8年1月2日以降に生まれた人の）の税額控除が廃止されました。

※住民税の判定などに必要なため、申告書の「住民税に関する事項」欄に対象者を記入してください。

2今まで特定扶養親族とされていた人のうち16歳以上19歳未満（平成5年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた人）は控除対象扶養控除となり、控除額は38万円になります。

3特定扶養親族の対象範囲が年齢19歳以上23歳未満（昭和64年1月2日から平成5年1月1日までに生まれた人）になりました。控除額は63万円です。

平成23年中の公的年金などの収入金額が400万円以下かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告書の提出は必要なくなりました。※この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出す

ことができます。
※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書の提出を必要としない場合でも、住民税申告が必要です。

そのほかの事項

所得税の申告が必要となる人は▼個人事業者や農業・不動産所得のある人、土地・建物を売った人などで所得税が発生する人が▼サラリーマンで給与の年収が2千万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人一です。

相談は、山村開発センターと総合支所で各1回実施します。
下欄右をご確認ください。
農業収支内訳書を事前に提出した人も、税務署から送られてきた収支内訳書に記入してからご来場ください。

持ち物 税務署や役場から送ってきた申告書、収支内訳書、印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの、給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

医療費控除を受ける人は…

必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算すること。医療費明細書に記入してあれば短時間で終了できます。

住宅取得控除を受ける人は…

住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など

譲渡・林木所得のある人は…

契約書など譲渡内容や入金の日が分かるもの

その他の所得がある人は…

支払い明細書や契約書など所得の内容や入金の日が分かるもの

出張納税相談

2月23日木

午前10~12時、

午後1~3時30分

開発センター

2月19日火

総合支所

2月26日日

日曜納税相談

山村開発センター

2月19日火

総合支所

2月26日日

※会場の混雑をさけるため日曜納税相談を実施します。時間は両会場とも午前9時~12時、午後1時~3時。指定日に都合の悪い人は、この機会を利用して申告してください。